

## I 2018（平成30）年度「法科大学院認証評価」の結果について

## 2018（平成 30）年度「法科大学院認証評価」の結果について

### （1）大学基準協会の法科大学院認証評価

本協会の法科大学院認証評価は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人大学基準協会定款第3条）ことを目的として行っています。より具体的には、

- ① 本協会が定める法科大学院基準に適合していることをもって、社会に対しその質を保証する
- ② 評価結果の提示並びにその後の改善報告書の提出及びその検討というアフターケアを通じて、当該法科大学院の改善を支援する

という目的の下に行っています。

こうした目的の下、2007（平成 19）年度より法科大学院認証評価を開始いたしました。特に、社会に対して保証する「質」については、各法科大学院が法令上の基準を遵守した上で、自身の掲げる「理念・目的及び教育目標」の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつけ、自己改善を進めていくシステムを持っていることの2点を重視しています。

### （2）法科大学院認証評価の組織体制

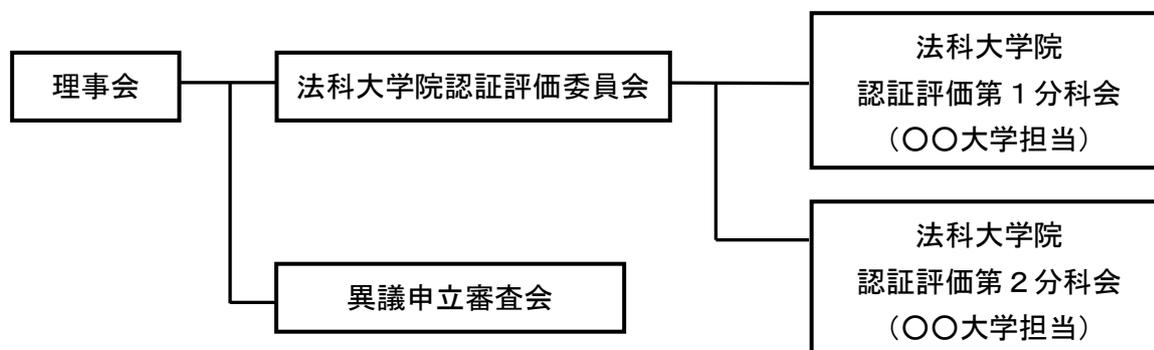
2018（平成 30）年度の法科大学院認証評価においては、申請法科大学院に対応して、次のような組織体制を整え、具体的な評価活動を行いました。

まず、「法科大学院認証評価委員会」（委員 19 名、幹事 1 名）の下に、4 の法科大学院認証評価分科会を設置しました。

「法科大学院認証評価委員会」は、法科大学院を設置する大学によって推薦された候補者、法曹又は法曹としての実務経験を有する者で理事会が選出する者及び理事会が選出した外部有識者によって構成されています。その他に、同委員会の推薦により幹事を置くことがあります。

「法科大学院認証評価分科会」は、各大学院の諸活動全体を評価することを目的とし、1 つの大学院につき 1 つの分科会を設置しています。構成は、法科大学院の規模等に応じて、分科会委員を増員することができるものの、原則として主査 1 名と委員 4 名の計 5 名の評価者であり、主査・委員は、法科大学院を設置する大学によって推薦された者及び法曹又は法曹としての実務経験を有する者の中から法科大学院認証評価委員会が選出した者によって構成しています（法科大学院認証評価の組織体制については下記の組織体制図、委員会、分科会等の名簿については（10）参照）。

## 法科大学院認証評価組織体制図



### (3) 2018 (平成 30) 年度 法科大学院認証評価への申請法科大学院

- (私 立) 関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻
- (私 立) 同志社大学大学院司法研究科法務専攻
- (私 立) 南山大学大学院法務研究科法務専攻
- (私 立) 明治大学専門職大学院法務研究科法務専攻

(大学名五十音順)

### (4) 法科大学院認証評価の経過

本協会の法科大学院認証評価は、法科大学院から提出された資料に基づく評価である。書面評価と法科大学院へ赴いて関係者へのインタビュー等を実施する実地調査を通じて評価を行います。また、書面評価及び実地調査を通じた結果は、法科大学院認証評価結果として文書にとりまとめます(2018(平成30)年度の法科大学院認証評価のスケジュールは(11)参照)。

#### ① 書面による評価

上記の分科会に関わる主査・委員は、評価者研修セミナーに参加した後、申請のあった法科大学院から提出された資料をもとに自らの評価所見をまとめ、分科会に臨みました。分科会では、評価所見をもとに主査・委員が分担執筆した分科会報告書(原案)をたたき台として書面による評価を行い、その結果を分担執筆して分科会報告書(案)としてとりまとめました。

#### ② 法科大学院認証評価における実地調査の実施

分科会における書面評価終了後に、認証評価に申請のあった4法科大学院に対して実地調査を行いました。

実地調査の目的は、十分な資料・情報等を収集し、評価の正確性を期すことにあります。当日は、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、必要に応じて書面のみでは把握が難しかった施設・設備の状況などを実際に確認しました。あわせて、学生インタビューや授業見学、また定期試験の問題及びその答案等の資料の閲覧なども行いました。これらの取組みにより、実地調査の実効性を高めることに努めました。

### **③ 法科大学院認証評価委員会における評価結果（案）の作成**

各分科会において、実地調査等の結果を反映させた分科会報告書をもとに、法科大学院認証評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した評価結果（委員長案）を法科大学院認証評価委員会で審議し、評価結果（委員会案）をとりまとめました。その後、同委員会案を当該法科大学院に送付しました。

評価結果（委員会案）を受け取った法科大学院は、事実誤認等があった場合、同委員会案に対して意見を申し立てることができます。今年度は、3法科大学院から意見申立がなされ、法科大学院認証評価委員会では、当該法科大学院から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の採否を審議し、評価結果（案）を作成しました。

### **④ 理事会による評価結果の承認**

法科大学院認証評価委員会が作成した評価結果（案）については、2019（平成31）年2月26日開催の理事会に諮りました。その結果、評価結果について承認を得て、本年度の法科大学院認証評価が終了しました。

## **（5）法科大学院認証評価結果の概要**

2018（平成30）年度に法科大学院認証評価を申請した4法科大学院のうち、下記の3法科大学院を法科大学院基準に適合していると認定しました。

### **① 法科大学院認証評価の結果、法科大学院基準への適合認定を行った法科大学院**

（私 立）関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻

（私 立）同志社大学大学院司法研究科法務専攻

（私 立）明治大学専門職大学院法務研究科法務専攻

（大学名五十音順）

### **② 法科大学院基準への適合認定を行った法科大学院に対する提言**

上記の法科大学院には、それぞれの一層の改善・充実のため、本協会として「長所」、「勧告」及び「問題点（助言）」からなる提言を付しています。

法科大学院基準への適合認定を行った法科大学院のうち、「長所」を付したのは3法科大学院、「勧告」を付したのは1法科大学院、「問題点（助言）」を付したのは3法科大学院でした。各提言を付す際には、申請資料に基づく書面評価や実地調査の結果に加え、前述の意見申立等による意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

なお、法科大学院は、認証評価結果に付された「勧告」及び「問題点（助言）」についての改善状況を改善報告書にとりまとめ、原則として、2021（令和3）年7月末までに、これを本協会宛に提出することになります。

#### **（6）改善報告書について**

前述のとおり、本協会では、法科大学院認証評価結果において、必要に応じて「長所」、「勧告」及び「問題点（助言）」を付していますが、「勧告」を付された法科大学院は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「問題点（助言）」を付された法科大学院は、問題点として指摘された事項について十分に検討し、一層の改善に努める必要があります。

「勧告」又は「問題点（助言）」が付された法科大学院は、それらの事項について本協会が指定する期日までに改善報告書を提出することになっています。この「改善報告書」の制度は、本協会の法科大学院認証評価の特色のひとつであり、認証評価を一過性のもので終わらせず、新たな改革へとつなげるための重要なシステムです。

#### **（7）認証評価後の重要な変更に伴う届出について**

本協会の法科大学院認証評価を受けた法科大学院を設置する大学は、次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の教育課程、教員組織又は学生の受け入れに重要な変更があった場合に、変更に関わる事項について本協会に届け出ることが義務づけられています。

この届出がなされた場合、法科大学院認証評価委員会は、当該法科大学院の意見を聞いた上で、必要に応じ、認証評価結果に当該事項を付記するなどの措置を講じることになります。

#### **（8）追評価について**

本協会の法科大学院認証評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学は、その判定に至った問題事項を対象とする追評価を申請することができます。追評価申請に際して、当該法科大学院は「不適合」判定の問題事項に対する追評価改善報告書を本協会に提出し、これを受けて本協会は、法科大学院認証評価委員会において評

価のうえ、改めて「適合」又は「不適合」の判定を行います。なお、追評価の申請は、法科大学院認証評価を受けた翌年度又は翌々年度に限られています。また、追評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学が、改めて追評価を申請することはできません。

#### (9) 大学基準協会の評価の充実に向けて

多面的な大学評価システムが誕生しつつある中、2004（平成16）年度より認証評価制度が開始されたことも踏まえ、現在、本協会は、これまで培ってきた実績をもとに、透明性・公正性の高い「第三者評価機関」として中心的な役割を果たすべく、評価システムの改善・充実に取り組んでいます。例えば、書面評価の方法や実地調査の充実をはじめとする評価プロセスの改善など、さまざまな検討を重ねています。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える評価を発展させる努力を行ってまいります。何卒ご支援いただきますよう、お願いいたします。

#### (10) 2018（平成30）年度法科大学院認証評価関係委員会等名簿

##### ①2018（平成30）年度 法科大学院認証評価委員会名簿

役名	氏名	所属名
委員長	阪口正二郎	一橋大学
副委員長	河内隆史	元明治大学
委員	五十川直行	九州大学
委員	上田廣一	上田廣一法律事務所
委員	大塚章男	筑波大学
委員	小名木明宏	北海道大学
委員	加嶋良行	株式会社ルミネ
委員	片山直也	慶應義塾大学
委員	金原恭子	千葉大学
委員	後藤巻則	早稲田大学
委員	佐々木弘通	東北大学

委員	十 河 太 朗	同 志 社 大 学
委員	富 井 幸 雄	首 都 大 学 東 京
委員	前 田 順 司	甲 南 大 学
委員	松 本 利 幸	司 法 研 修 所
委員	松 本 芳 希	京 都 大 学
委員	丸 山 謙 一	読 売 新 聞 東 京 本 社
委員	三 澤 英 嗣	日 本 弁 護 士 連 合 会
委員	若 松 陽 子	関 西 大 学
幹事	占 部 裕 典	同 志 社 大 学

②2018（平成30）年度 法科大学院認証評価分科会名簿

関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻

役 名	氏 名	所 属 名
主査	五 十 川 直 行	九 州 大 学
委員	阿 部 力 也	明 治 大 学
委員	川 崎 修 一	愛 知 大 学
委員	佐 々 木 弘 通	東 北 大 学
委員	古 里 健 治	日 本 大 学

同志社大学大学院司法研究科法務専攻

役 名	氏 名	所 属 名
主査	小 名 木 明 宏	北 海 道 大 学
委員	小 林 俊 明	千 葉 大 学
委員	中 西 一 裕	日 本 弁 護 士 連 合 会
委員	門 田 孝	広 島 大 学
委員	若 松 陽 子	関 西 大 学

南山大学大学院法務研究科法務専攻

役名	氏名	所属名
主査	片山直也	慶應義塾大学
委員	鈴木隆元	岡山大学
委員	手塚明	明治大学
委員	永田秀樹	関西学院大学
委員	前田順司	甲南大学

明治大学専門職大学院法務研究科法務専攻

役名	氏名	所属名
主査	松本芳希	京都大学
委員	飯島奈津子	横浜国立大学
委員	榎本修	日本弁護士連合会
委員	金原恭子	千葉大学
委員	後藤巻則	早稲田大学
委員	十河太朗	同志社大学

(平成31年2月26日現在)

③異議申立審査会名簿

役名	氏名	所属名
審査長	井上琢智	元関西学院大学
委員	島岡清美	堀法律事務所
委員	須崎将人	ソフトバンクグループ株式会社
委員	仙波憲一	元青山学院大学
委員	中根正義	毎日新聞社

(令和元年5月8日現在)

(11) 2018 (平成 30) 年度法科大学院認証評価のスケジュール

2018 年	～ 1 月 31 日	法科大学院認証評価申請書の提出
	3 月 26 日	第 48 回法科大学院認証評価委員会の開催 (平成 30 年度の法科大学院認証評価の評価体制及び評価方針の検討等)
	4 月上旬	法科大学院認証評価関連資料の提出
	5 月	評価者研修セミナーの開催 (平成 30 年度の法科大学院認証評価の概要の説明や分科会主査・委員が行う作業の研修等) 分科会主査・委員に対する提出資料の送付
	～ 6 月下旬	分科会主査・委員による評価所見作成
	～ 7 月下旬	分科会主査・委員による分科会報告書 (原案) の作成
	7 月下旬～ 8 月	分科会の開催 (分科会報告書 (案) の作成)
	10 月～11 月	実地調査の実施、その後、分科会報告書の完成
	11 月 26 日	法科大学院認証評価委員会正・副委員長・幹事会の開催 (分科会報告書をもとに「評価結果」(委員長案)を作成)
	12 月 2 日	第 49 回法科大学院認証評価委員会の開催 (「評価結果」(委員会案)の検討)
	12 月 20 日	「評価結果」(委員会案)の申請大学への送付
2019 年	2 月 5 日	第 50 回法科大学院認証評価委員会の開催 (「評価結果」(委員会案)に対する意見申立への対応等の検討)
	2 月 26 日	第 517 回理事会の開催 (「評価結果」の承認)
	4 月 11 日	異議申立審査会の開催
	5 月 8 日	第 518 回理事会の開催